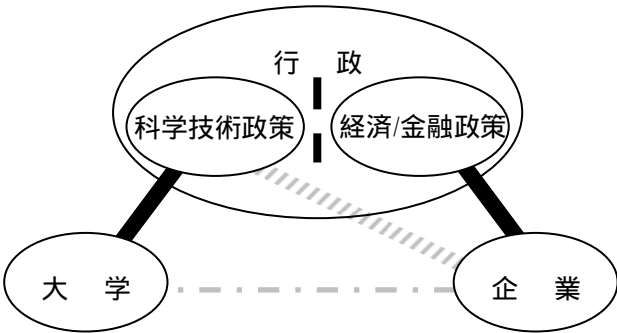
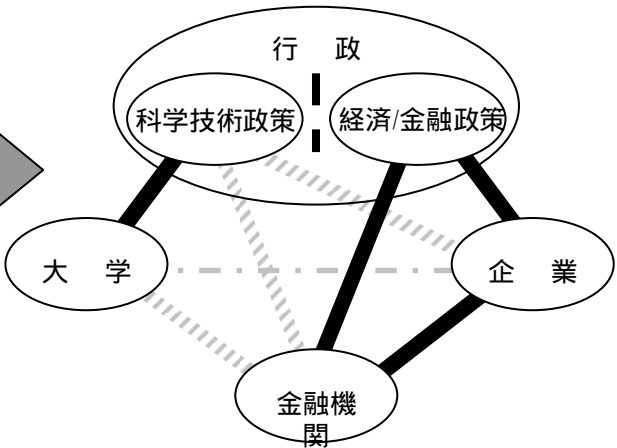


地方大学と地域金融機関とのコラボレーション

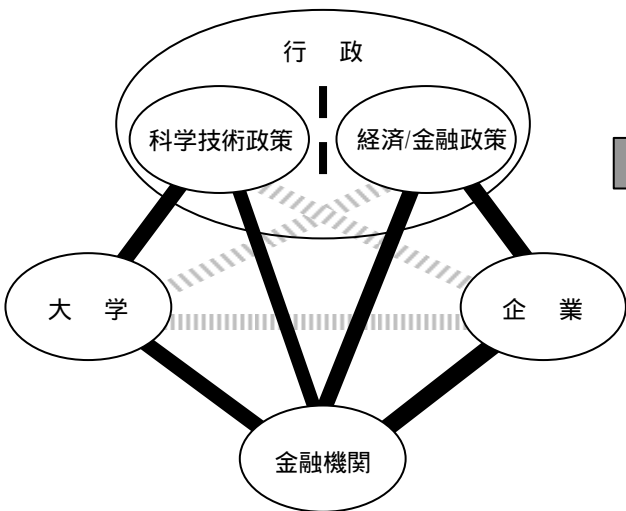
1. 現在の政策と企業・大学の繋がり



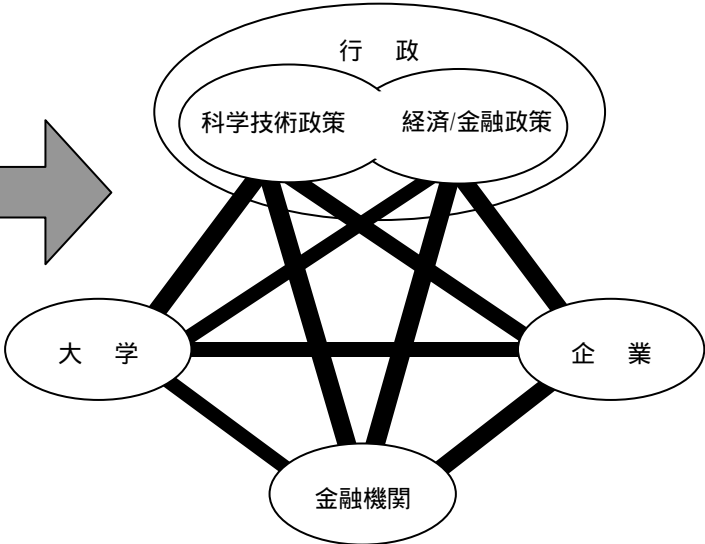
2. 金融機関を加えた場合の繋がり



3. 金融機関が大学との連携を強化



4. 行政の政策協調・相互乗り入れ



(第4回地域科学技術施策WGにおける山口委員提出資料より)

産学官連携に関する主な制度改革等の経緯

平成10年 「大学等技術移転促進法」(TLO法)制定
 ・TLO(技術移転機関)の整備促進、現在45のTLOの承認
 「研究交流促進法」改正
 ・共同研究に係る国立大学等の敷地の廉価使用許可

平成11年 「産業活力再生特別措置法」制定
 ・国の委託研究成果を実施機関へ移転することができる。
 (日本版バイドール規定)

平成12年 「産業技術力強化法」制定
 ・TLOの国立大学等の施設の無償使用許可
 ・民間への技術移転のための国公立大学教官及び国公立試験研究員の民間企業役員の兼業規制緩和

平成13年 「大学発ベンチャー1000社計画」の発表

平成14年 大蔵省管財局長通知(蔵管1号)の改正
 ・大学発ベンチャーの国立大学等の施設使用許可
 「知的財産基本法」制定
 ・大学等は、人材の育成、研究、研究成果の普及に自主的かつ積極的に努める責務
 ・平成15年度から「大学知的財産本部整備事業」実施
 「地方財政再建促進特別措置法施行令」改正
 ・地方公共団体の要請に基づき国立大学等が行う科学技術に関する研究開発等の実施に要する経費について、寄附金等の支出が可能。(平成19年に運用の弾力化)

平成15年 「特別共同試験研究税額控除制度」の創設
 ・産学連携を促進するため、大学、公的研究機関等との共同研究・受託研究について、試験研究費の額の12%相当額を控除。当初3年間は3%上乗せで15%を税額控除。

平成16年 「国立大学法人法」施行
 ・教職員の身分が非公務員となり、各国立大学等が自主的、自立的に教職員の人事制度を設定
 ・承認TLOへの出資が可能

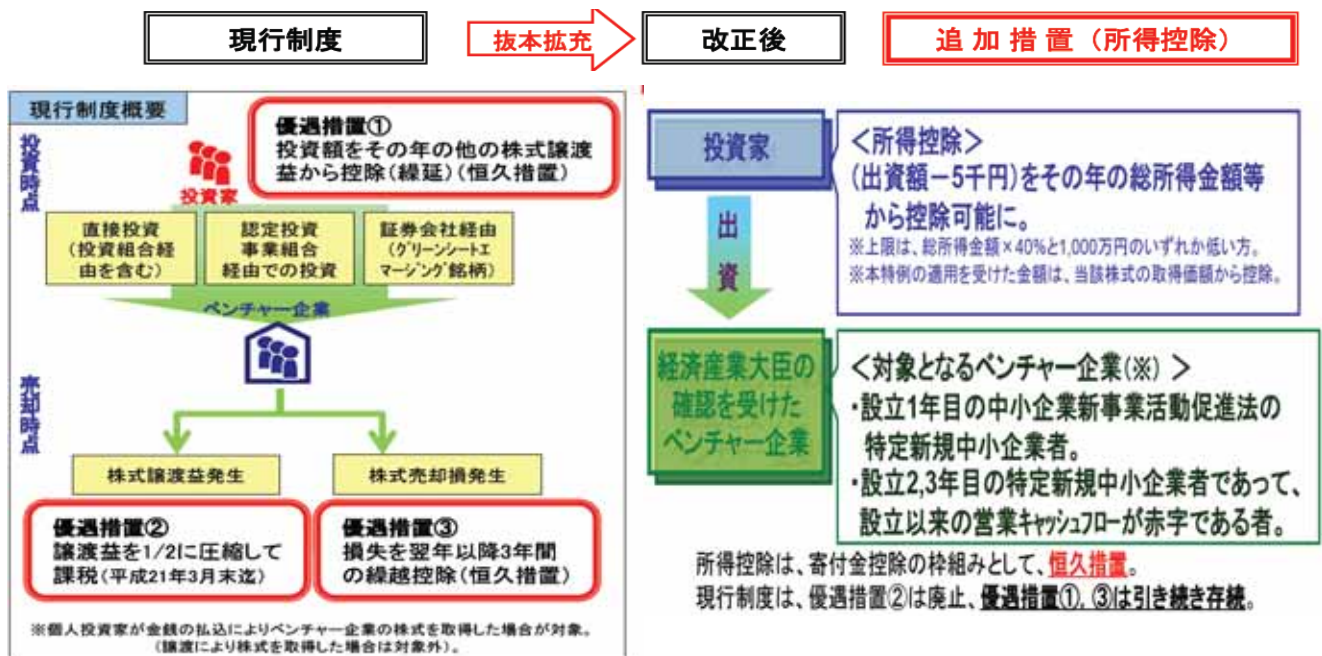
共同研究等に関する税制

特別試験研究税額控除制度(旧特別共同試験研究税額控除制度)

目的:基礎的創造的研究促進を目的とする
 適用:平成18年4月1日以降
 対象:大学、公的試験研機関等
 対象経費:共同研究契約、または委託研究契約に基づき、民間企業が対象機関に対し研究開発のために支出した経費
 税額控除率:一律12%(恒久措置)

エンジェル税制

目的:ベンチャー企業への個人投資家からの資金調達のサポート
 対象:個人投資家が金銭の払い込みによりベンチャー企業の株式を取得した場合が対象。(譲渡により株式を取得した場合は対象外)
 優遇措置: 投資額をその年の他の株式譲渡益から控除(繰延)(恒久措置)
 譲渡益を1/2に圧縮して課税(平成21年3月末迄)
 損失を翌年以降3年間の繰越控除(恒久措置)
 平成20年度税制改正において、エンジェル税制を抜本拡充し、ベンチャーへの投資額を所得控除できる制度の導入を可能にする「所得税法投の一部を改正する法律」が4月30日に成立、同日施行された。



(経済産業省の資料より)

地方公共団体と国立大学との連携について

- 地方公共団体が国立大学に対し、法令に根拠のない負担金や寄付金等を支出することは法律で原則禁止されているが、以下のような連携は従来より可能

- ・地方団体が地元の国立大学法人に調査研究を委託
- ・公立大学と国立大学法人が共同研究を実施
- ・地方団体の施設を適正な対価の下に貸付けて国立大学法人に利便を提供

- 平成14年の政令改正により、地方団体の要請に基づき国立大学法人が行う研究開発経費等について地方団体の支出が可能

◎次の要件を充たす研究開発経費等について、総務大臣の同意により支出が可能

- ・地方団体の要請に基づくもの
- ・地域の産業振興等に寄与するもの など
- ・ただし、通常業務に要する経費等は除外（国立大学法人自らが負担すべきもの）

➡ 平成14年11月～20年1月に **52件、約30億円**

（例）富山県→富山医科薬科大学 薬業振興のための和漢薬製剤の開発研究
北上市→岩手大学 金型産業振興のための次世代金型製造技術研究

※総合科学技術会議等における国立大学法人と地域との連携強化の提言を受けて措置

国立大学に対する寄附制限の運用の緩和等について

- 「地方再生戦略」（平成19年11月30日地域活性化統合本部決定）等を受け、国立大学等に対する寄附金について、その運用を緩和する通知を12月28日に全都道府県・市町村に向け発出

※地方再生戦略（平成19年11月30日地域活性化統合本部決定）

「国立大学法人への地方公共団体の寄附に関する制度の運用の改善を図る。」

1 通知の主な内容

1 従来の制限的な運用を大幅に緩和

地域の産業振興等に資する特定の人材育成（学生への教育も含む）や産学連携のための施設等の無償貸与や経費負担等

（例）・地域のものづくり産業の振興の観点からの人材育成に必要な講座や課程のための施設の無償貸与

・地域の食品産業の振興の観点から、研究開発とともにその成果を学生に教育する経費を含む寄附講座

・産学連携のためにインキュベーション施設等への国立大学の入居やサテライトオフィスへの無償貸与等

・高等教育機関が少ない地域の住民の生涯学習のため、新たにサテライト教室等を整備するための無償貸与等

2 審査書類の簡素化、審査手続きの迅速化

3 寄附金等の支出に該当しないケースを明確化

2 政令改正を検討する事項

（平成20年3月改正済）

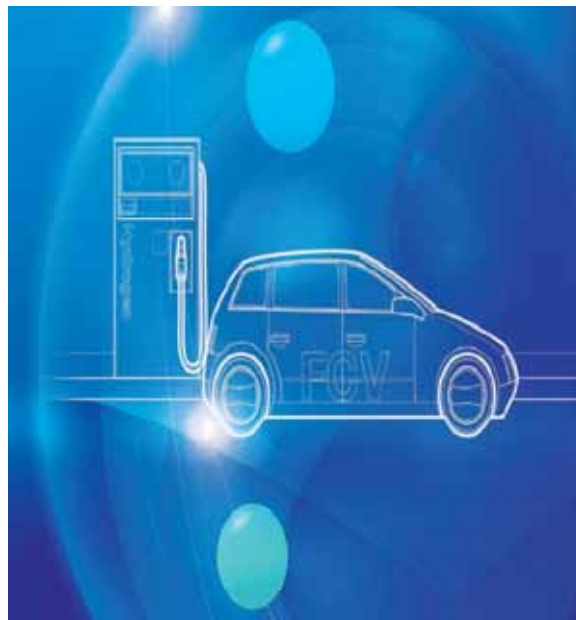
1 国立大学が地方公共団体の要請に基づき地域の産業振興等に資する研究開発等を行う場合の土地等の無償譲渡

2 国立大学附属病院が地方公共団体の要請に基づいて地域の医療体制の構築のために一定の施設整備やその運営を行う場合の補助等

新技術の普及促進のための規制の見直しの例(燃料電池)

燃料電池とは、

燃料電池は、「水素」と「酸素」を化学反応させて、効率よく電気エネルギーを発生させる発電装置である。発電の効率が高く、二酸化炭素(CO₂)、窒素化合物(NO_x)や硫化合物(SO_x)などを発生しない上に、「水素」は様々なエネルギー源から得ることができる、騒音や振動がほとんどない、といった特長を持っている。また、装置を小型化できることから、家庭用電源、自動車の電力源、パソコン等の電気機器への駆動源等、多様な用途での活用が期待されており、急ピッチで研究開発が進められている。



規制の見直し

その一方で、「水素」はこれまで社会で広く利用されていなかったために、**燃料電池が普及するには新技術に対応して様々な規制の見直しが必要**になってくる。2002年10月に政府は、燃料電池の初期段階の普及に必要な**6法律28項目に関する規制の見直し**を決定した。(道路運送車両法、道路法、高圧ガス保安法、消防法、建築基準法、電気事業法)

規制の再点検の結果(例)

- 改正前までは、燃料電池自動車が公道走行する場合、国土交通大臣の認定が必要であったが、基準の整備を行ったことにより、一般車両と同様に、**大量生産が可能な型式認証が取得**できるようになった。
- 都市型安全付加型**水素スタンドの保安距離を、ほぼ圧縮天然ガススタンド並みに6mに緩和**した。

(「イノベーション創出の鍵とエコイノベーションの推進」(平成19年、産業構造審議会産業技術分科会報告書)、燃料電池実用化に関する関係省庁連絡会議資料、JHFCプロジェクトパンフレットをもとに作成)

構造改革特別区域の活用例(「ロボット特区」)

「ロボット開発・実証実験特区」では、規制の特別措置「ロボット公道実験円滑化事業」により、公道でのロボット実証実験を道路使用許可の対象として明確に位置づけ、許可手続を円滑化することで、公道での実証実験実施に道を開いた。

2004年2月、全国で初めて公道でのロボット実証実験を行って以来、活発に実験を行ってきたが、その実績が認められ、2006年1月特例措置「ロボット公道実験円滑化事業」が**全国展開**された。



(巡回警備ロボットの走行実験)

2003年1月	ロボット開発・実証実験特区構想の提案
2003年11月28日	「ロボット開発・実証実験特区」認定～公道でのロボット歩行実験等が可能に～
2004年2月～	「ロボット公道実験」実施【北九州市・福岡市】
2006年1月23日	「ロボット公道実験円滑化事業」の全国展開

導入の効果

2006年10月末現在で、福岡市と北九州市で実施された**実験は計95件**に達しており、日本で一番ロボットが身近にある街となっている。レスキューロボット等のユニークなロボット開発で知られる(株)テムザック他、複数のロボット開発事業者が実証実験をこの両市で実施しており、**日本におけるロボット開発事業者の一大拠点**となった(両市を中心に九州地域の大学・高専には100名を超える研究者が存在)。

(「イノベーション創出の鍵とエコイノベーションの推進」(平成19年、産業構造審議会産業技術分科会報告書)、ロボット産業振興会議の資料をもとに作成)